

公認柔道指導者資格制度運用要領

第一章 資格取得希望者、資格保有者に向けて

1. 資格の取得

1.1. 概要

公認柔道指導者資格を取得するためには、該当する指導者養成講習会の全ての講習を受講し、資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格しなければならない。

1.2. 指導者養成講習会

① A 指導員養成講習会（以下、A 養成講習会）は全柔連が実施する。ただし開催場所現地連盟に会場準備や当日補助員等を依頼する場合がある。

② B 指導員養成講習会（以下、B 養成講習会）、C 指導員養成講習会（以下、C 養成講習会）および準指導員養成講習会は各都道府県連盟（協会）が実施する。

1.2.1. 講習会の受講要件

会員登録、年齢、段位、指導経験の受講要件はすべて受講する指導員養成講習会（以下、養成講習会）の初日までに満たしていなければならない。ただし、年齢については満 18 歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満 20 歳になることを停止条件として資格が認定される。

1.2.1.1. 登録

受講者は全柔連登録会員であること、また事前に所定の手続きを取り許可を受けた者が受講者となることができる。

1.2.1.2. 年齢

A 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上

B 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上

C 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上
（満 18 歳以上であれば受講することはできる）

準指導員：講習会の初日現在で満 18 歳以上

1.2.1.3. 段位

A 指導員：参段以上

B 指導員：参段以上

C 指導員：弐段以上

準指導員：初段以上

1.2.1.4. 指導経験

A 指導員：C 指導員資格取得後の指導経験が 8 年以上

B 指導員：C 指導員資格取得後の指導経験が 2 年以上

C 指導員：特に必要なし

準指導員：特に必要なし

指導経験の年数は年間合計 30 時間程度以上の指導経験がある年の合計とする。

指導とは実技や監督業務等に限定されず、連盟役員など柔道活動全般に関する指導と広くとらえる。履歴等の申請書類で確認できない場合は、必要に応じて証明できる書類の提出を求めることができる。

1.2.1.5. 講習会の種類

A 指導員の取得を希望する者：全柔連が主催する A 養成講習会。

B 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が実施する B 養成講習会。

C 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が実施する C 養成講習会。

ただし、大学生（注 1）に関しては学生公認資格取得促進制度がある。

準指導員：都道府県連盟（協会）が実施する養成講習会。

これらの養成講習会は自身が所属する都道府県連盟（協会）以外が実施するものを受講することも可能。その際、あらかじめ所属連盟（協会）を通じて受講希望先の連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる必要がある。

●他の都道府県連盟（協会）が実施する講習会に参加する際の流れ

- ①受講希望者が所属連盟（協会）に申し込む。
- ②所属連盟（協会）が実施連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる。
- ③受講可の場合は、所属連盟（協会）が受講票を発行する。
- ④受講希望者が受講し、実施連盟（協会）へ受講票を提出する。
- ⑤実施連盟（協会）は受講票に確認印を押捺し、受講者に手交する。
- ⑥受講者は所属連盟（協会）へ受講票を提出する。

注 1）学校教育法で規定された学校および専修学校、並びに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

1.2.2. 受講の有効期限

講習の受講記録の有効期限は受講した日より 4 年後までとする。この期限までに資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格することで資格が認定される。有効期限を過ぎた受講記録は無効となる。

1.2.3. 受講料

資格審査試験受験料（講習会受講料費を含む）は別表 2（公認柔道指導者資格制度規程）に示す通り。

1.3. 指導者資格の認定

1.3.1. 認定の所管

指導者資格認定の所管は以下のとおり。

A 指導員：全日本柔道連盟中央指導者資格審査委員会

B 指導員：都道府県柔道連盟（協会）指導者資格審査委員会

C 指導員：都道府県柔道連盟（協会）指導者資格審査委員会

準指導員：都道府県柔道連盟（協会）指導者資格審査委員会

1.3.2. 認定の要件

指導者資格認定の要件は以下のとおり。

- ①全ての講義を受講し、資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格した者に対して所管する資格審査委員会は審査の上、資格を認定する。
- ②検定試験は6割以上の評価で合格とする。評価が6割に満たない者への再試験は実施せず、指導者資格の認定を受けようとする場合は、改めて養成講習会を受講し資格審査試験に合格しなければならない。
- ③レポート課題は6割以上の評価で合格とする。評価が6割に満たない場合は再提出を認める。再提出後の評価が6割以上となれば当該レポート課題は合格とする。ただしレポート課題の再提出は課題1つに対し1回のみ認める。

2. 資格の有効要件

2.1. 総論

指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ①指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
- ②本連盟会員登録をしていること（ただし、休会員登録を除く）。
- ③指導者資格登録をしていること。
- ④指導者資格が停止されていないこと。

2.2. 有効期間

- ①A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。
- ②準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

2.3. 全柔連会員登録

全柔連登録会員であることが必須。

2.4. 指導者資格登録

指導者資格取得者および準指導員は「指導者資格登録」を行う。指導者資格は「指導者資格登録」を行うことにより有効となる。

2.5. 指導者資格が停止されていないこと

倫理・懲戒規程等により指導者資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

2.6. 資格の再有効化

指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

①更新しないまま有効期間を徒過したとき

更新の要件を満たす。

②会員登録、資格登録を怠ったとき

登録する。

③指導者資格が停止されたとき

停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。

3. 資格の更新

指導者資格の有効期間満了前に更新講習によって得られる更新ポイントが指定ポイント数に到達することで、資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。

3.1. 更新講習会

指導者を対象にした講習／研修／講演等で全柔連、地区柔連（協会）、都道府県連盟（協会）が指定し全柔連が認めたものを「更新講習会」とする。

①B 指導員は、A 指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。

C 指導員は、A・B 指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。

②他団体による指導者講習会（例：教育委員会、講道館等）で受講状況の管理ができるものは指定可能。

③柔道を直接扱っていなくても指導力向上に有益なスポーツ科学や指導倫理に関する講習会は広く指定可能（例：スポーツ選手の栄養講座、救急救命法等）。

※②、③に関しては全柔連が直接指定するものと都道府県柔道連盟（協会）が全柔連に申告し全柔連が指定するものがある。

3.1.1. 更新講習会受講の可否

①有効期間内に資格が更新されなかった場合

更新講習会を受講することができる。

②休会員である場合

更新講習会を受講することはできない。

3.2. 更新ポイント

A～C 指導員資格の更新はポイント制とし、以下のポイントを取得すると更新される。

A 指導員：10 ポイント。

B 指導員：10 ポイント。

C 指導員：6 ポイント。

準指導員の資格は C 指導員養成講習会の「救急処置法」2 時間の受講により更新される。

3.2.1. 定義

①1 ポイントは 60 分間以上の講義 1 回を受講した場合に付与される。

ポイントの有効期限は 4 年間とし、有効期限内のポイントの合計が所定のポイント数に達したときに資格が更新される。

②所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し、次の有効期間に持ち越されることはない。

③審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）は、講義時間にかかわらず、有効期間内にそれぞれ 1 ポイントのみ付与される。例えば A ライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても 1 ポイントのみ認められる。

④指導者講習会の 1 講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に 1 講義 1 ポイントで付与される。

⑤養成講習会や更新講習会における講師は担当講義数 1 に対して 3 ポイントを付与する。

4. 資格の停止、喪失

指導者（A 指導員、B 指導員に限る）としての技量が不足していると認めたときは、本連盟は、その指導者資格について期間を定めて停止し、または喪失させることができる。

5. 日本スポーツ協会公認指導者資格

①A 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 3 の専門科目の講習・試験が免除できる。

②B 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 1 の専門科目の講習・試験が免除できる。

6. 学校顧問特例資格制度

当該制度については、第三章で定める。

第二章 全柔連、都道府県柔連（協会）に向けて

1. 指導者養成講習会

1.1. 概要

指導者養成講習会とは、指導者資格の認定を希望する者が受講する講習会で、指導員の種別に従って所管する団体が開催する。

1.2. 養成講習会の所管

A 指導員：全日本柔道連盟。

B 指導員：都道府県柔道連盟（協会）。

C 指導員：都道府県柔道連盟（協会）。 但し、大学生（注 1）に関しては大学生公認資格取得促進制度がある。

準指導員：都道府県柔道連盟（協会）。

注 1）学校教育法で規定された学校、並びに国の行政機関などの附属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

1.3. 養成講習会としての認定

B および C 指導員に係る養成講習会について、全柔連はカリキュラム、テキスト、講師、諸手続き、運営、成績評価等を確認し、養成講習会として認定する。

一旦認定された養成講習会であっても、全柔連が要件を満たさないと認めた場合は認定を取り消すことがある。

1.3.1. カリキュラム

A、B および C 指導員養成講習会のカリキュラムは【別表 1】に示す。養成講習会においては「集合」で定められた時数を実施し、「その他」で定められた時数分をレポート等の課題形式で課す。

1.3.2. テキスト

使用するテキストはカリキュラムに沿って以下のように用いる。

A 指導員養成講習会：「柔道テキスト A」

B 指導員養成講習会：「柔道テキスト B」

C 指導員養成講習会：「柔道テキスト C」

準指導員養成講習会：「柔道テキスト C」

1.3.3. 講師

①原則として、全柔連開催の講師養成研修会への参加経験者など十分な専門知識を有する A 指導員が担当することが望ましい。

②特に「トレーニング論」や「救急処置」など専門性が高い科目については指導者資格の有無に関わらず大学教員や医療資格者等の専門家も任用できる。

③全柔連は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県からの要請に応じて講師として派遣する。

1.3.4. 受講料

規程【別表 1】に定めるとおり。但し、大学生（注 1）に関しては大学生公認資格取得促進制度（注 2）がある。

注 1）学校教育法で規定された学校、並びに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

注 2）都道府県連盟（協会）主催で大学が実施する C 指導員養成講習会については大学生の受講料を無料とする。（費用はすべて全柔連が負担する）

1.3.5. その他

所属する会員が、他の都道府県連盟（協会）が開催する養成講習会の受講を希望する場合は、受講の可否を開催する連盟（協会）に問い合わせなければならない。他の都道府県連盟（協会）からその連盟（協会）に所属する会員の養成講習会受講の可否の問い合わせがあった場合は、講習会を開催する連盟（協会）は、特段の事情がない限り受講を認めなければならない。

1.4. 資格の認定

①すべての講義の受講、レポートおよび検定試験の採点を完了し、合格点に達した者に対して中央資格審査委員会（A 指導員）、または都道府県資格審査委員会（B、C 指導員、準指導員）は審査の上、資格を認定する。

②検定試験の総合評価が 6 割に満たない者への再試験は実施しない。指導者資格の認定を受けようとする者は改めて養成講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。

③評価が 6 割未満の課題レポートに対しては再提出を認める。再提出後の評価が 6 割以上の成績に達した場合に当該レポートは合格とする。ただし課題レポートの再提出は課題 1 つに対し 1 回のみ認める。

2. 更新講習会

本連盟および都道府県連盟（協会）は、更新ポイントを付与するために更新講習会を指定する。

2.1. 総論

①受講料の設定はありません。更新講習会手数料の設定はあります。

②更新講習会を開催する都道府県連盟（協会）は所定の手続きにより本連盟に計画書および受講者名簿等を提出する。

③都道府県連盟（協会）は受講者名簿を管理する。

2.2. 更新講習会としての指定

更新講習会とは、A 養成講習会、B 養成講習会、C 養成講習会、指導者を対象にした講習、研修、講演、セミナー、シンポジウムなどのうち本連盟や都道府県連盟（協会）が指定するものである。

①A、B、C 養成講習会の場合、養成対象の資格と同じか上位資格保有者が更新講習会としての参加が認められる。（例：B 養成講習会で更新できるのは A と B 指導員のみ）

②全柔連や都道府県連盟（協会）が主催するものに限らず、条件を満たす指導者向けの講習会等も更新講習会として指定することができる。なおこれらの講習会等との調整は指定を行う連盟（協会）が担当する。

③都道府県連盟（協会）は年度ごとに指定する更新講習会のリストを本連盟に提出する。受講者名簿等の受講状況の管理は都道府県連盟（協会）が行う。

④本連盟は本連盟および都道府県連盟（協会）が指定する更新講習会の情報を公式ホームページ上で公開する。

⑤1 回の講義は、1 名または複数の講師による座学、実技、演習、研修、講演、セミナーなどの形式で行われるもので、少なくとも 60 分間以上の時間が確保されていなければならない。

⑥更新講習会における講義内容は広く指導者の技能や知識向上に有益な内容であれば柔道以外の分野も可とする。（例：倫理コンプライアンス、コミュニケーションスキル、組織マネジメント等をテーマにしたセミナー）

- ⑦都道府県連盟（協会）は、年度ごとに指導者資格更新者名簿を本連盟に提出する。
- ⑧指導者資格取得のために養成講習会を受講し、資格取得できない場合も（例：一部講義未受講や検定試験不合格等）、上記①の理由で、これを更新講習会に置き換えることはできない。
- ⑨すでに指導者資格を保有する者で、日本スポーツ協会指導者資格の専門科目受講の目的で B 養成講習会や C 養成講習会を受講した者で、同専門科目を修了できなかった場合（例：一部講義未受講や検定試験不合格等）は、更新講習会として置き換え更新ポイントを付与することができる。ただし、上記①の条件を満たす場合に限る。

2.3. 更新ポイント

更新はポイント制とする。

A 指導員：資格の有効期間 4 年間に 10 ポイント以上。

B 指導員：資格の有効期間 4 年間に 10 ポイント以上。

C 指導員：資格の有効期間 4 年間に 6 ポイント以上。

準指導員：資格の有効期間 2 年間に C 指導員養成講習会の「救急処置法」2 時間の受講

2.3.1. 定義

- ① 1 ポイントは 60 分間以上の講義 1 回を受講した場合に付与する。ポイントは講義時間の長短ではなく講義数に応じて付与する。
- ② 所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間を終えると失効し、次有効期間に持ち越されることはない。
- ③ 審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）は、講義数にかかわらず、審判法と形で有効期間内にはそれぞれ 1 ポイントのみ付与する。例えば A ライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても 1 ポイントのみ認める。
- ④ 複数の講義が含まれる指導者講習会の 1 講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に 1 講義 1 ポイントで付与する。
- ⑤ 養成講習会や更新講習会における講師は担当講義数 1 に対して 3 ポイントを付与する。

2.3.2. 管理

更新講習会の受講記録については受講生と連盟（協会）双方で管理すること（更新記録カード等を利用）。

3. 資格の停止、喪失

指導者資格が停止された時は、資格は有効でなくなり、停止期間が満了し、条件（もしあれば）が満たされた時に再有効化される。

指導者資格が喪失された時は、指導者資格登録は抹消される。

4. 学校顧問特例資格制度

当該制度については、第三章で定める。

第三章 学校顧問特例資格

1. 学校顧問特例資格制度

学校顧問特例資格制度は、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。

1.1. 資格適応範囲

有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。

1.2. 資格認定

公認柔道指導者資格制度規程第 19 条に則り、以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。

- ①学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。
- ②柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。

1.3. 資格認定手続き

学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。

- ①認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟(協会)に提出する。
- ②本資格の申請料は徴収しない。

1.4. 資格の有効要件

学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ①特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。
- ②本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。

原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会(安全指導、基本指導の講習)を受講することを推奨する。

第四章 その他

- 1. この運用要領は、全柔連会長の決裁により改廃される。
- 2. この運用要領は、2019年4月1日より改正して施行される。